

尼 都 計 第 2400 号
令和元年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 24 号
阪神間都市計画緑地の変更（3 号 大物川緑道ほか 1 緑地、尼崎市決定）に
ついて

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画
法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計画書（案）

阪神間都市計画緑地の変更（尼崎市決定）

都市計画緑地中 3 号大物川緑地ほか 1 緑地を次のように変更する。

名 称		位 置	面積	備 考
番号	緑地名			
3	大物川 緑地	尼崎市東大物町 1 丁目、大物町 1 丁目及び 2 丁目、東栄町 4 丁目並びに南城内	約 3.1ha	(緑地) 広場、散策路、ベンチ、 ブランコ、スベリ台、 砂場、日陰棚、植栽、 休息コーナー (区域の変更)
		西宮市 高須町 1 丁目、上田東町、東鳴尾町 1 丁目 及び 2 丁目、武庫川町、小松南 1 丁目、小 松東 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目、小曾根町 1 丁目、2 丁目、3 丁目及び 4 丁目、戸崎町、 甲子園口 1 丁目、甲子園口北町、松並町、 日野町、上之町、堤町、樋之口町 1 丁目及 び 2 丁目、上大市 5 丁目、一里山町及び田 近野町		(河川敷緑地) 園路、広場（自由広場、 芝生広場）、植栽、水流、 ベンチ、砂場 (面積及び区域の変更)
4	武庫川 河川敷 緑地	尼崎市 平左衛門町、丸島町、元浜町 3 丁目及び 4 丁目、武庫川町 4 丁目、大庄西町 1 丁目及 び 2 丁目、大島 1 丁目及び 2 丁目、稲葉住 1 丁目、2 丁目、3 丁目及び 4 丁目、南武庫 之井 6 丁目、9 丁目、10 丁目及び 12 丁目、 武庫町 3 丁目及び 4 丁目、武庫元町 3 丁目、 武庫豊町 3 丁目、常松 1 丁目及び 2 丁目、 西昆陽 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目	約 351.1ha	
		伊丹市 西野 7 丁目及び 8 丁目、池尻 7 丁目		
		宝塚市 美幸町、御所の前町、弥生町、小浜 1 丁目、 東洋町、美座 1 丁目及び 2 丁目、東広町、 中洲 2 丁目、南口 2 丁目、武庫川町、湯本 町、栄町 1 丁目及び 2 丁目		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

尼崎市内の長期未着手の都市計画緑地について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する長期に渡る権利制限の解消及び効率的な公園整備を進めていくため、必要性や代替性、実現性、地域固有の要素などを考慮し検証した結果、以下のように都市計画の変更を行う。

3 号大物川緑地は、昭和 54 年に都市計画決定された面積約 3.1ha の緑地で、現在約 2.4ha が供用されているが、残りは未整備となっている。

しかし、都市計画決定時に計画していた緑地としての機能は、変更後の計画区域において確保できることから、区域を一部削除するとともに、現状の土地利用と整合するように区域を一部追加する。

4 号武庫川河川敷緑地は、昭和 56 年に都市計画決定された面積約 351.3ha の都市緑地で、区域は西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市に跨っており、うち本市内の区域は面積 136.4ha となっている。

しかし、都市計画決定時に計画していた都市緑地としての機能は、変更後の計画区域において確保できることから、本市内の区域を一部削除する。

変更前後対照表

3号 大物川緑道ほか1緑地

変更	名称 番号	緑地名	位置	面積	備考
変更前	3	大物川 緑道	尼崎市東大物町1丁目、杭瀬字立新田、字松ヶ下及び字松ノ木、大物町1丁目、2丁目及び3丁目、南城内並びに東本町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目	約3.1ha	(緑道) 広場、散策路、ベンチ、ブランコ、スベリ台、砂場、日陰棚、植栽、休息コーナー
変更後	3	大物川 緑道	尼崎市東大物町1丁目、大物町1丁目及び2丁目、東本町4丁目並びに南城内	約3.1ha	(緑道) 広場、散策路、ベンチ、ブランコ、スベリ台、砂場、日陰棚、植栽、休息コーナー (区域の変更)
変更前	4	武庫川 河川敷 緑地	西宮市 高須町1丁目、上田東町、東鳴尾町1丁目及び2丁目、武庫川町、小松南1丁目、小松東1丁目、2丁目及び3丁目、小曾根町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、戸崎町、甲子園口1丁目、甲子園口北町、松並町、日野町、上之町、堤町、樋之口町1丁目及び2丁目、上大市5丁目、一里山町及び田近野町 尼崎市 平左衛門町、丸島町、元浜町3丁目及び4丁目、武庫川町4丁目、大庄及び2丁目、稲葉荘1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、南武庫之荘6丁目、9丁目、10丁目及び12丁目、武庫町3丁目及び4丁目、武庫元町3丁目、武庫豊町3丁目、常松1丁目及び2丁目、西昆陽2丁目、3丁目及び4丁目 伊丹市 西野7丁目及び8丁目、池尻7丁目 宝塚市 美幸町、御所の前町、弥生町、小浜1丁目、東洋町、美座1丁目及び2丁目、末広町、中州2丁目、南口2丁目、武庫川町、湯本町、榮町1丁目及び2丁目	約351.3ha	(河川敷緑地) 園路、広場(自由広場、芝生広場)、植栽、水流、ベンチ、砂場、ローラースケート場、野球場、テニスコート、便所、照明施設
変更後	4	武庫川 河川敷 緑地	西宮市 平左衛門町、丸島町、元浜町3丁目及び4丁目、武庫川町4丁目、大庄及び2丁目、稲葉荘1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、南武庫之荘6丁目、9丁目、10丁目及び12丁目、武庫町3丁目及び4丁目、武庫元町3丁目、武庫豊町3丁目、常松1丁目及び2丁目、西昆陽2丁目、3丁目及び4丁目 伊丹市 西野7丁目及び8丁目、池尻7丁目 宝塚市 美幸町、御所の前町、弥生町、小浜1丁目、東洋町、美座1丁目及び2丁目、末広町、中州2丁目、南口2丁目、武庫川町、湯本町、榮町1丁目及び2丁目	約351.1ha	(河川敷緑地) 園路、広場(自由広場、芝生広場)、植栽、水流、ベンチ、砂場 (面積及び区域の変更)

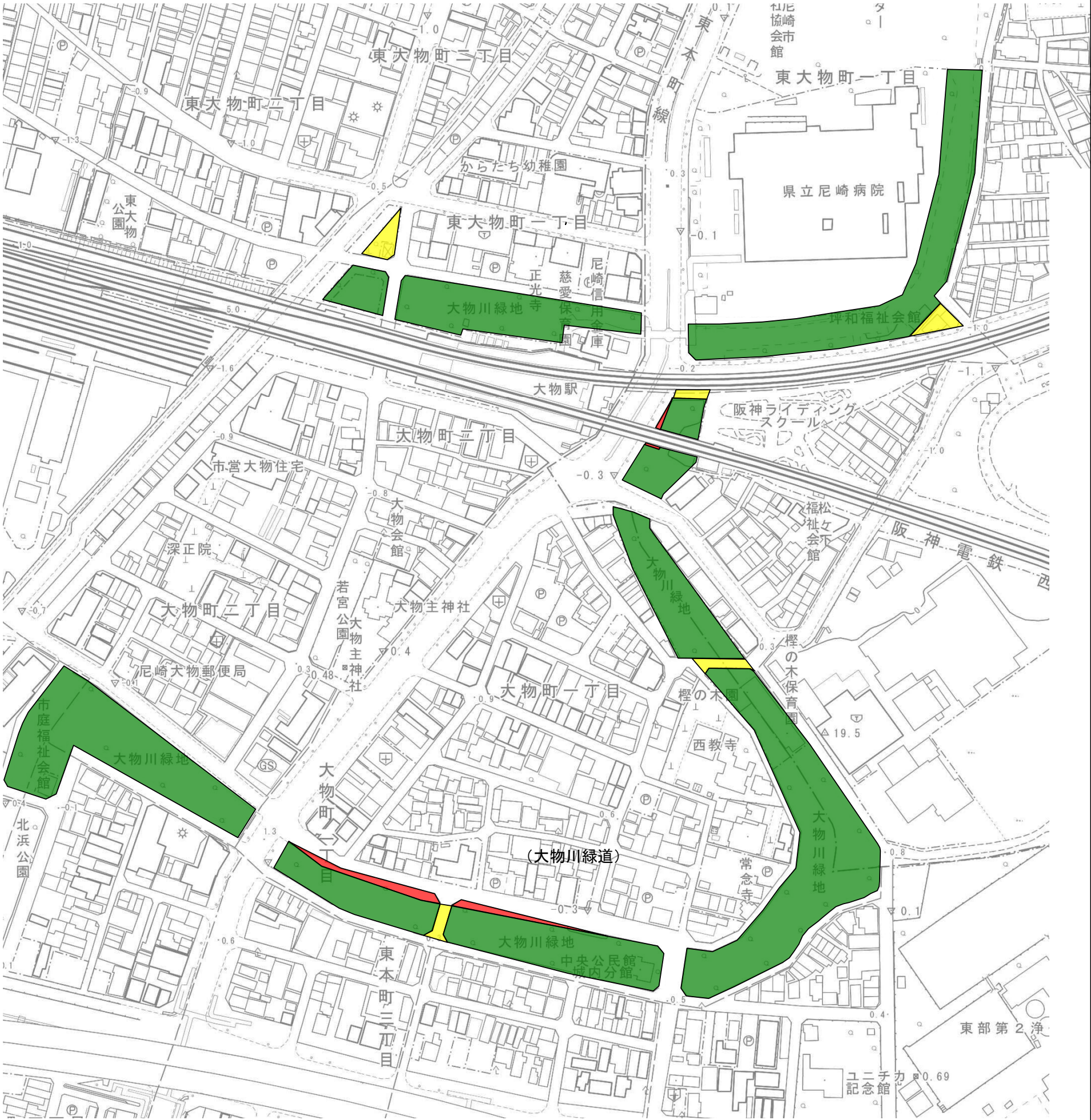
計画図（案）

阪神間都市計画緑地の変更（尼崎市決定）

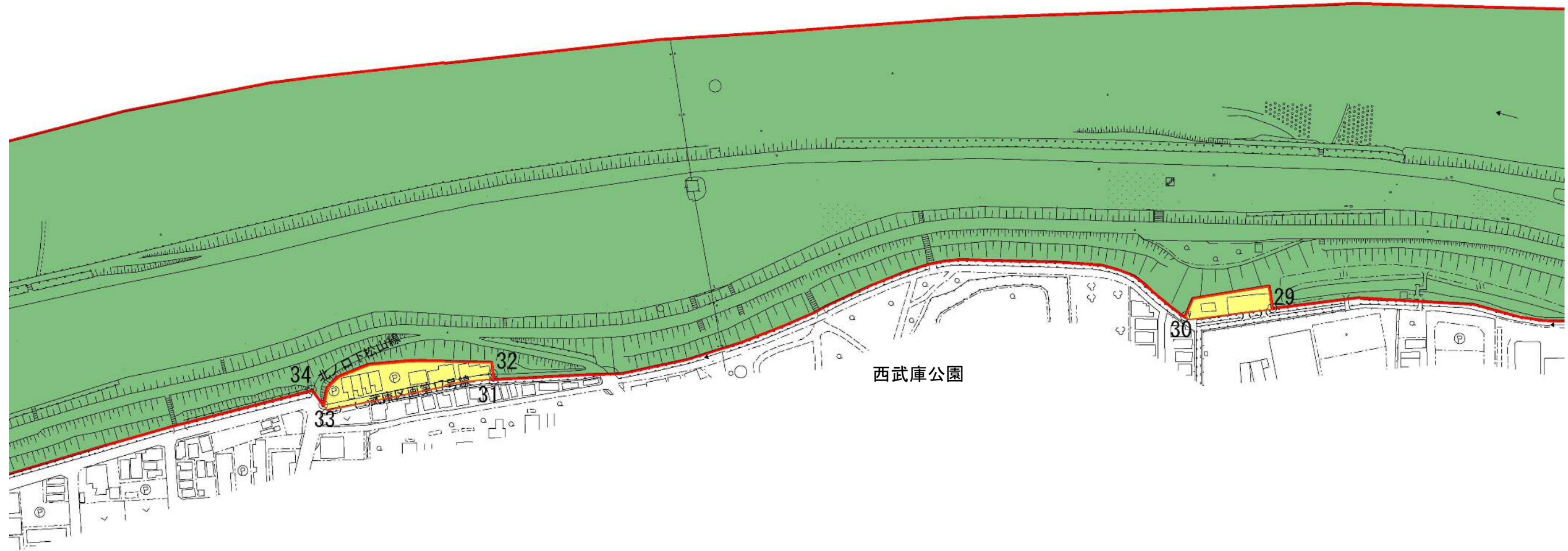
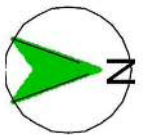
名称：3 大物川緑道（緑地）

N

縮尺 1：2,500



既決定区域	
変更（追加）区域	
変更（削除）区域	



既決定区域	
変更（削除）区域	

名 称	武庫川河川敷緑地		図面番号
図 名	計画図	年度	3 / 3
縮 尺	1/2500	課 長	係 長 係 員
尼崎市都市整備局土木部 公園計画・21世紀の森担当			



都 計 第 1097 号

令和元年 6 月 5 日

尼崎市長 稲 村 和 美 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



阪神間都市計画緑地の変更（3号大物川緑道ほか1緑地の変更）について（回答）

平成31年4月26日付け尼公計第700号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所、阪神南県民センター西宮土木事務所、西宮市、伊丹市及び宝塚市に変更を行った旨通知願います。